

## 寄せられたご意見と回答(令和8年1月～3月受付分)

令和8年1月から3月までに広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

### 1 物価高対策としてのキャッシュレス決済について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□1月から物価高の負担軽減のためのキャンペーンが始まったが、10%から5%還元は無いよりもあった方がいいが、多くは飲食店であり、区民の負担軽減になっていないと感じる。何度か行っている施策だが、これについて区としてどう評価しているのか。</p> <p>■区では、令和7年8月に中小店のキャッシュレス決済の導入促進を目的として、キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンを実施。導入状況は、キャンペーン前と比較して、導入した店舗が増となり、事業目的に対して一定の成果が得られたと評価する。</p> <p>令和8年1月31日まで実施予定のキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンは、生活応援を目的とし、8月には対象としていなかった大手スーパーを対象とするなど対象店舗数を広げて実施している。</p> <p>結果は、事業終了後に受託事業者からの実績に基づき評価などを行う予定。</p> <p>※結果については、令和8年4月15日地域産業委員会で報告済。</p>	<p>産業振興課 産業振興担当 電話 03-5744-1373</p> <p>※令和8年4月 組織名変更 「産業経済課」</p>

### 2 自転車通行可ではない歩道の4月からの自転車通行取り締まり強化に関する啓蒙について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□大田区は十分に整備された幅が広い歩道が多いが、反面自転車も通行しやすいために自転車通行可以外で歩道を走行する自転車が後を絶たない。</p>	<p>都市基盤管理課 交通安全・自転車 総合計画担当</p>

<p>令和8年4月から自転車の違反行為の取り締まりが強化されることに伴い、特に幅の広い歩道において自転車の通行ができない旨および4月から取り締まり対象になる旨の啓蒙を区として行う予定はないのか。</p> <p>田園調布警察署所轄の交番では、4月以降は取り締まり等を行う予定とのことなので、区内警察署と連携し、広告してほしい。</p> <p>■ 4月から道路交通法が改正し、自転車に対しても自動車等と同様に「交通反則通告制度（青切符）」が導入される。自転車は原則車道通行であるが、13歳未満のこどももしくは70歳以上の高齢者の場合や、道路工事などで車道通行が困難な場合などは歩道を通行することができる。</p> <p>区内では、近年自転車が関与する交通事故件数が増加していることから、自転車のルールやマナーについて、警察と連携し「自転車安全利用五則※」の内容をはじめとするパンフレットの配布や自転車安全教育などを行い周知や啓発を図っている。</p> <p>道路交通法の改正は、詳細なルールについて警察庁が作成している「自転車ルールブック」を区ホームページで案内しているほか、交通安全イベントなどでも周知を行っている。</p> <p>区内各警察署と連携し、より効果的な自転車のルールやマナーなどの交通安全啓発を継続的にやり、交通事故の減少と安全なまちづくりに努めていく。</p> <p>※自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先</li> <li>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</li> <li>3 夜間はライトを点灯</li> <li>4 飲酒運転は禁止</li> <li>5 ヘルメットを着用</li> </ol>	<p>電話 03-5744-1315</p>
---	------------------------

### 3 図書館の席の利用方法について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□洗足池図書館の喫茶席をよく利用しているが、自分の座る席の隣にまで荷物や上着を置いて占領する人が多く、困っている。声をかければ空けてくれることもあると思うが、トラブルにもなりえるので、特に小学生の子どもは、席自体は空いているはずなのに、座れない、声をかけるのも怖いと困っている。</p> <p>先日都立図書館に行った際、「隣の席・スペースに物を置かないでください。1人1スペースの使用にとどめてください」とい</p>	<p>大田図書館 図書館担当 電話 03-3758-3051</p>

<p>う旨の掲示が席にあり、当然のことをわざわざ書いてあるけど、実際それを守らない人がいて、困る人がいるので、大変ありがたいと感じた。図書館の席は、1人で席1つ分の使用に留めるよう、大田区の図書館でもぜひ取り入れて掲示をしてほしい。</p> <p>■洗足池図書館喫茶コーナーの利用について、ご迷惑おかけしたことにお詫びする。今後は1人1席の使用となるよう、掲示していく。貴重な意見をいただき感謝申し上げます。今後も、洗足池図書館をご利用願いたい。</p>	
---	--

#### 4 洗足池桜山南面、東面の斜面の修築中の擁壁について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□洗足池桜山南面、東面の斜面の擁壁と側溝の修築中の石垣は、一見して、既存の洗足池を巡る遊歩道や洗足八幡神社の石垣にくらべ、大きな石と石の隙間が大きく、そのすき間に小さな石を何個もつめこんであり、見てくが悪く、粗雑感がある。一方、既存の石垣は、石と石の組み合わせが絶妙で、隙間があまりなく、あっても、大方は、小さな石1個でふさいであり、芸術的ともいえる出来栄で、両者の差は歴然。</p> <p>昔の石工の技術がなくなってしまったのか、経費節減のためか、わからないが、残念に思う。</p> <p>■ご指摘のとおり、かつては豊富に採掘される石材を用いて美観を重視した隙間のない石積擁壁を築造してきた時代があった。一方で、こうした石積擁壁は石材のみを組み合わせるという手法のため、大きな地震に耐えられないという短所もある。</p> <p>現在進めている擁壁の改修には、近年の地震対策も踏まえて石積の裏側をコンクリートで固める工法を採用している。石のすき間については、当初は人工的な景観となっているが、経年変化に伴い自然になじんでいくものと推測している。今後も、名勝洗足池公園における改修工事に対するご理解とご協力をいただきたい。</p>	<p>公園課 工事担当 電話 03-6715-1826</p>

#### 5 犬のふんを放置する飼主への注意喚起

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□田園調布高等学校から東原くすのき公園にかけての区域で、	生活衛生課

<p>放置された犬のふんを非常によく見かける。昭和の時代ならいざ知らず、今どき放置する飼主など見たことがないので、一度区からペットを飼う際のマナーの掲示やパンフレットなどで注意喚起をしてほしい。</p> <p>前述の区域に放置されたふんはかなり大きく、大型犬が排出したものと推察される。小学校や児童公園もあるエリアなので、ふんの放置にとどまらず万が一リードを外して散歩させるなどの行為があれば、子ども達に危害が及ぶ可能性も起こり得る事態と考えるので、ペットの飼主に対する何らかの注意喚起策を検討してください。</p> <p>■ ペットの飼い主には、社会や近隣に迷惑を及ぼさないよう配慮する責任があるため区では、散歩の際には自宅でトイレを済ませる、散歩中のふんはそのままにせず持ち帰るよう啓発を行っている。また、犬のノーリードは、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第9条により禁止されていることから、リード等で飼い犬を確実につなぐように求めている。</p> <p>区報やホームページにこれらを掲載するほか、大田区に登録のある犬の飼い主宛にマナー啓発チラシとして郵送を行っている。また、犬のしつけ方教室や動物愛護推進パネル展を開催し、マナーに関する普及啓発している。</p> <p>&lt;大田区ホームページ：犬の飼い方について&gt;  <a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/pet_dog_catt/how-to-keep_dog.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/pet_dog_catt/how-to-keep_dog.html</a></p> <p>なお、区では、犬のふん等でお困りの方へ、自宅の塀や柵、植込みなど自身で所有又は管理する土地や建物に掲示するために、注意喚起を促すプレートを無料で配布している。</p> <p>&lt;大田区ホームページ：啓発プレート配布&gt;  <a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/pet_dog_catt/plate.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/pet_dog_catt/plate.html</a></p> <p>人とペットの共生する社会の実現のために、今後も飼い主に対するマナー啓発をおこなっていく。ご理解、ご協力を願う。</p>	<p>環境衛生担当  電話 03-5764-0670</p>
---	------------------------------------

**6 大森南児童館閉館について**

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	<p>所管課</p>
<p><input type="checkbox"/> 大田区児童館構想により、2026年3月に大森南児童館が閉館と聞いた。当該児童館は、大森南地区の重要なコミュニティの場のため、閉館は大反対。近隣に新たな児童館ができるのであ</p>	<p>子育て支援課  子育て支援担当  電話 03-5744-1653</p>

<p>れば良いが、そのような想定はなく、大変困惑している。</p> <p>児童館構想とあるが、そのあたりの想定と考えを聞きたい。</p> <p>■大森南児童館は大森南地区の重要なコミュニティの場であることや、また閉館に対する反対についてのご意見は、区としても重く受け止めている。</p> <p>区では、令和7年3月に策定した「大田区児童館構想」を踏まえ、区全体における区立児童館の適正配置や役割等の考え方について整理し、現在44施設ある児童館を概ね28施設とする方針のもと、施設の統廃合について検討を進めている。</p> <p>近隣施設の状況や利用実態などを総合的に考慮した結果、大森南児童館は、廃止する判断に至った。一方で、こどもや若者が安心して過ごせる居場所の重要性は、区としても認識しているため、近隣の児童館等施設のほか、地域資源等を活用した居場所づくりについて検討を進めていく。区のこども施策にご理解とご協力をいただきたい。</p>	
--	--

## 7 選挙について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□ 2月に行われた衆議員選挙で不正は行われなかったか？大事な選挙だったので一票を投じた身として大丈夫だったか知りたい。</p> <p>選挙の不正があった件については、選挙の不正があった事を公表したことは良かったと思う。</p> <p>■大田区選挙管理委員会では7月の参院選における不適正処理をうけ、外部の有識者や弁護士、地域代表者等から構成される第三者委員会「大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会」にて、再発防止策についてについて議論を重ねてきた。</p> <p>先に執行された衆議院議員総選挙では、本委員会での議論を踏まえ、開票事務において不適正な数値修正が行われないう、集計前に事務長及び事務局長による確認を行うなどチェック体制を強化するとともに、異常事態発生時の対応フローチャートを整備した上で選挙に臨んだので、過去に問題となった不適正処理は行われていない。</p> <p>再発防止及び選挙事務の改善に全力で取り組み、区民・有権者の皆様からの信頼回復に努めていく。</p>	<p>選挙管理委員会事務局 選挙担当 電話 03-5744-1462</p>

## 8 ヘルプマークの配布について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□先日、ヘルプマークの交付を希望し区役所へ行った。その際、区ではヘルプマークの配布を行っていないとのことで、代わりに配布場所の案内と「ヘルプカード」をもらった。</p> <p>独自の取り組みであるヘルプカードの存在を初めて知り、きめ細やかな支援体制に大変心強く感じたが、実際に利用を考える中で以下の2点について不便さと不安を感じている。</p> <p>①周知不足の懸念： ヘルプカードは素晴らしい取り組みですが、区外の方や一般の方への認知度がヘルプマークに比べてまだ低く、いざという時に周囲の理解を得られるか不安がある。</p> <p>②情報の乖離： インターネット上の情報では「区役所で配布」とされていることが多く、窓口で受け取れないことに困惑した。ヘルプカードにも「マークとは意味合いが異なる」旨の記載がある通り、視認性の高いヘルプマークを必要としている区民は多いはず。利便性向上のために区役所窓口でのヘルプマーク配布を検討いただきたい。</p> <p>■区が作成しているヘルプカードは、あらかじめ必要な情報をカードに記載し、災害時や外出先での緊急時において手助けを求めるために使用するもので、区施設等で配布している。</p> <p>なお、周知は、区ホームページへの掲載、区施設等でのポスターやデジタルサイネージによる掲示などにより行っているが、今後も様々な機会及び媒体を通じて周知を進めていく。</p> <p>一方、ヘルプマークは、外見からは分からなくても援助が必要な方のためのマークで、障がいのあることを日ごろから認識してもらうためのもので、東京都が作成している。このため、区内での配布場所は都営地下鉄馬込駅・西馬込駅や都立荏原病院といった東京都の施設になる。区施設での配布は、東京都にご要望をとして伝える。ご理解いただきたい。</p>	<p>障がい者総合 サポートセンター 支援調整担当 電話 03-6429-8526</p>

## 9 ごみの分別負担軽減のお願い

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□ペットボトルやかん、びんを捨てる際は、中を濯ぐ、蓋を取るなどのルールがあるが、仕事の忙しさや心身の不調などの事</p>	<p>ごみ減量推進課 事業推進担当</p>

<p>情があると、このルールを守り続けるのには限界があり、これ以上の負担の増加は対応できそうにない。もちろん、電池や刃物などの危険物は火災や怪我などの事故に繋がるのでむしろ分別すべきだとは思う。</p> <p>しかしルールを厳しくする前に、一度区民の負担という視点で政策の変更や緩和などをしてもらえないか。</p> <p>■資源回収は、ペットボトルやかん、びんなど品目によって処理施設や処理方法が異なるため、回収する車両を品目ごと分けて回収し、それぞれ異なる中間処理施設に持ち込み、資源をリサイクル（再生利用）している。分別が不適切な場合は、回収作業に時間がかかることに加え、リサイクルに適さないものが含まれると、その分別にも多くの時間と費用がかかる。</p> <p>区民の皆様には、分別のご負担をおかけし申し訳ないが、引き続きご理解、ご協力をお願いしたい。</p>	<p>電話 03-5744-1628</p>
---	------------------------

## 10 公園での児童の禁止事項の徹底ほか

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/>子どもと近所のネットや網のある公園に遊びに行くようになったが、以前から他の児童のマナーが気になることがある。まず、野球バット禁止の通称セブン公園では、親子がバットを持ち込み、人には向けていないものの硬いボールで打撃の練習をしているのを良く見かける。また、他の公園では、公園の網の外のエリアはサッカーボールでの遊びは禁止のはずなのにボールを蹴っているのでこぼれ球が外の通路に出てしまう。外の通路の向かいには、新築の建売住宅ができたので、子どもが出てきたときには危険だと思う。</p> <p>次世代の大田区の一助になれば幸い。</p> <p>■大森西一丁目セブンパーク児童公園の制札板や掲示等により施設利用のルールについては、利用者の皆さまへ注意喚起を行っているほか、公園巡回業者による口頭注意を行っている。また、昨年度に同様のキャッチボール場に関して要望があったため、掲示物を更新したが、再度、掲示内容の見直しを検討する。いただいた内容を公園巡回業者と共有し、園内巡回の強化および注意喚起を引き続き行う。貴重な意見をいただき感謝申し上げます。</p>	<p>地域基盤整備第一課 地域基盤整備担当 電話 03-5764-0643</p>